令和6年8月市議会通常会議 施 設 常 任 委 員 会



次期バリアフリー基本構想等の 策定について

令和6年9月17日

建設部地域交通政策課

「移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」案について



Lake Biwa

現行の大津市バリアフリー基本構想(平成23年3月)

基本理念

誰もが安全・安心に手をとりあって暮らせるまち 大津

基本方針

- ① ユニバーサルデザインを基本としたまちづくり
- ② 関係事業者の責任と連携による一体的な移動ネットワークの構築
- ③ 利用者の意見を反映したバリアフリー整備の推進
- ④ 市民と関連事業者、行政によるこころのバリアフリーの推進
- ⑤ バリアフリーに関する情報提供の推進

上位関連計画における基本理念等

大津市総合計画(2017年度-2028年度)

■基本理念

- ・持続可能な都市経営
- 共助社会の確立
- ・自然、歴史、文化の保全、再生、活用

都市計画マスタープラン(2017年-2031年)

- ■まちづくりの理念
 - ・安全・安心・快適都市 持続可能でコンパクトな大津の構築
 - 自然、歴史、文化を生かす観光やにぎわい交流の創出
 - ともに創る協働のまち 定住環境の創造

おおつゴールドプラン2024【案】

(第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)(2024年度-2026年度)

■基本理念

地域の中で いきいきと自分らしく 安心して暮らし続けられるまち おおつ

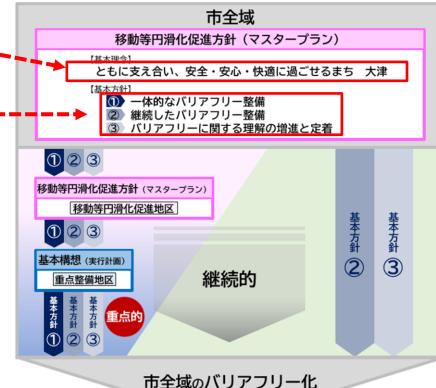
おおつ障害者プラン【案】

(大津市障害者計画・大津市障害者福祉計画(第7期計画)・大津市障害児福祉計画(第3 期計画)(2024年度-2026年度)

■基本理念

一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち"大津"

次期大津市バリアフリー基本構想等



高齢者、障害者等の 移動や施設利用の利便性・安全性が向上

2「移動等円滑化促進地区」の選定について



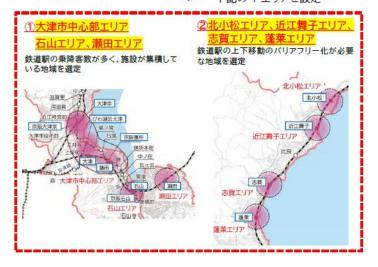


Lake Biwa

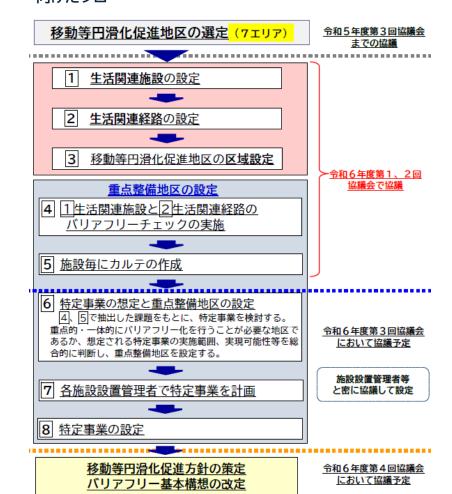
移動等円滑化促進地区(7エリア)の選定について



13駅を拠点とした 下記の 7 エリアを設定



② 移動等円滑化促進地区の設定と重点整備地区の設定に 向けたフロー



2「移動等円滑化促進地区」の選定について

(2) 利用者等の意見聴取について



Lake Biwa

① バリアフリー基本構想の改定にあたっては、これまでもまち歩き や関係団体へのヒアリング等を通じて、利用者の意見やニーズの 把握に努めています。

① まち歩き

今後の市全域のバリアフリー化の方針を検討するにあたり、まちのバリアフリー化の状況を 実際に見て体験することで、バリアフリー化の必要性を理解し、共有することを目的に、協議 会構成員等とまち歩きを実施しました。

様々な立場の方々が、様々な視点で施設や経路の点検することで、バリアフリー化に向けた 気づきを得ることができました。

第1回 まち歩き(令和5年度第3回バリアフリー推進協議会で報告)

実施日 :令和5年(2023年)12月20日(水) 10:00-12:00

対象場所: JR 大津京・京阪大津京駅周辺エリア 参加者:12名(協議会構成員、市職員、事務局)







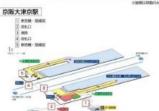










表:まち歩きの意見

| | 収・よう少さの意光 | | | | |
|----|--|--|--|--|--|
| | 箇所 | 意見 | | | |
| | 【JR 大津京駅周辺】 | | | | |
| | ①市道中 1729 号線 | 車止めの金具の出張りが危険である。交差点の擦り付け勾配が大きい。 | | | |
| | ②大津京駅前交差点 | (特になし) | | | |
| 道 | ③タクシー乗り場 ④バス停 ⑤市道中 1705 号線 ⑥市道幹 1031 号線 | ・ 駅前広場出口部の街路樹によって見通しが悪い。 ・ 駅前広場のパス・タクシーの乗降場所と屋根の位置が合っていない。 ・ 駅前広場の障害者用の乗降場所がわからない。 ・ パス停の乗降場所に段差がある。 ・ 集水桝の周囲に段差がある。 ・ 点字プロックの色がはげている。 ・ 車道と歩道との段差が大きい。 ・ スロープの勾配が大きい。 | | | |
| 路 | 【京阪大津京駅周辺】 | | | | |
| | ①(主)伊香立浜大津線 ②交差点(横断歩道) | 横断歩道の青時間が短い。 点字ブロックが色あせている。 点字ブロックが欠けている。 舗装の傷み、段差がある。 歩道のタイルがはがれている。 | | | |
| | ③市道幹 2128 号線 ④踏切 | (特になし) | | | |
| | ⑤市道中 1729 号線 | ※【JR 大津京周辺】①市道中 1729 号線と同内容 | | | |
| | ⑥皇子が丘公園口交差点 | 横断歩道に向かう点字ブロックの配置がおかしい。 横断歩道信号が音響に対応していない。 押しボタン信号のボタンの位置がわかりにくい。 | | | |
| - | 【JR 大津京駅高架下】 | (市管理) | | | |
| イレ | | トイレに洋式便器がない。便器の数が少ない。 | | | |
| | 【JR 大津京駅】 | | | | |
| 駅 | | ・ 券売機は車いす対応ではあるが上の方は手が届きにくい。 ・ 避難経路図の位置が高く向きが違うため見づらい。 ・ 高齢者体験キット利用者の声として、上下移動が大変でエレベーター・ エスカレーターの重要性がわかった。 ・ エレベーター・スローブは問題なし。 ・ 無人化されるとサポートが心配になる。 ・ 券売機までの誘導プロックの配置は良いのか(2本あるうち券売機に 行くのは1本のみ)。 | | | |
| 1 | 【京阪大津京駅】 | | | | |
| | | - 橋上駅 - より上下移動が少ないこのような駅の方が良い。 - 駅のホームの誘導プロックの位置や誘導がわかりにくい。 - 券売機は率いす対応ではあるが手が届きにくい。 - 券売機がタッチパネルだと視覚障害者が買えない。 | | | |

2「移動等円滑化促進地区」の選定について

(2) 利用者等の意見聴取について



Lake Biwa

第2回 まち歩き

次期パリアフリー基本構想においては、重点整備地区内の生活関連施設として、公園施設や 運動施設を含むことが想定されることから、公園のパリアフリーに関する知見等を得るため、 皇子が丘公園体育館及び皇子が丘公園を対象に、まち歩きを実施しました。

<u>実施日</u> :令和6年(2024年)8月19日(月) 10:00-12:00

対象場所 : <mark>皇子が丘公園体育館・皇子が丘公園</mark> 参加者 : 17名(協議会構成員等、市職員、事務局)

ア まち歩きの前に

(ア) 利用実態ヒアリング

施設の改善方法や整備手法の優先度を検討するために、障害者の方が、普段どのように 公園や体育館を利用しているかヒアリングをしました。

| ヒアリング項目 | 回答 | |
|-----------------------------|---|---|
| 普段どのように体育館や 公園を利用していますか。 | 体育館 | ・グラウンドゴルフ ・卓球 ・車イスバスケ |
| | 公園 | ·散歩 |
| 今後、どのような点を バリアフリー整備すると、 | 体育館 | ・パリアフリートイレの整備 ・駐車場のパリアフリー区画の利便性向上 ・駐車場から目的地までの動線の整備 ・トイレまでの動線の整備 ・視覚障害者用の道具(卓球・パレー・野球等)があると良い |
| 利用しやすくなりますか。 | 公園 | ・パリアフリートイレの整備 ・駐車場のパリアフリー区画の利便性向上 ・駐車場から目的地までの動線の整備 ・トイレまでの動線の整備 |
| その他 | ・テニスコートやプールの利用実態の把握が必要 ・におの浜ふれあいスポーツセンターには視覚障害者用の 卓球台がある。 | |





(写真:資料の説明・ ヒアリング状況写真)

(イ) パリアフリーチェックにおける情報共有 ←

本市障害福祉課が取りまとめる「障害者に対しての合理的配慮の提供事例集」を参考 に、これまでに蓄積された公共施設におけるパリアフリーチェックでの視点や気づきなど の情報共有を図りました。(下記資料:当日資料)↔



2 「移動等円滑化促進地区」の選定について

(2) 利用者等の意見聴取について



Lake Biwa

イ まち歩きの実施

(ア) 皇子が丘公園体育館

皇子が丘公園体育館では、事務所までの動線やトイレまでの動線など、事前のヒアリングで得られた意見を参考に、パリアフリーチェックを実施しました。



(イ)皇子が丘公園

皇子が丘公園は広大な公園であるため、特に、利用頻度が高い駐車場からの動線を中心 に、パリアフリーチェックを実施しました。



表:まち歩きの意見

| | | 表:まち歩きの意見 | | |
|-------|------------|--|--|--|
| 箇所 | | 意見 | | |
| | 【入口·玄関】 | →点字ブロックで誘導しているドアが閉鎖されている。 →泥落とし用のマットの収まりが悪く段差になっている。 →排水口のグレーチングによる段差がある。 | | |
| | [1-11] | → 洋式トイレは横向きより縦向きが使いやすい。 → トイレの入り口のスリッパが支離となる。 → 多目的トイレが狭く使いら名称は使わないほうがよい。(パリアフリートイレ) → 5 世的トイレが狭く使いにくい。 → 6 使用中」のランプが出て、すぐに消えない。 | | |
| | 【更衣室】 | →台があって使いやすい(高さも適切)。 →車いす利用者は蓄替えの際に擦れることがあるため、座布団のような ものがあると良い。 | | |
| 皇 | 【競技場】 | →競技スペースは、特に問題ない。 →観覧席に上がるエレベーターがあると良い。 | | |
| 子が丘公 | 【各動線】 | → 貴重品ロッカーの下の方は使いにくいのではないか。 → 館内楽内板の文字が見にくい。 → 館内楽内板は誰もが使えるものになっていない。 → 全体的に広く、移動がしやすい。 | | |
| 園体育館 | | | | |
| | 【駐車場】 | →車いすの乗降時には一定のスペースがいるという視点で、駐車区画を 考える必要がある(優先駐車場も併せた駐車区画の検討が必要)。 →ラインが消えかかっている。 | | |
| | | | | |
| | 【障害者専用駐車場】 | →使用するにはパリケードを移動する必要がある。 →舗装の状態が悪い。 | | |
| | [141] | →点字ブロックの誘導があると良い。 →洋式トイレは横向きより縦向きが使いやすい →多目的トイレが狭く使いにくい | | |
| 皇子が丘い | 【園路】 | →タイル(修票舗装)であると車いすの移動が難しい。 →ペンチと通路に段差がある。 →仕方ないが、勾配がきつい。 →電話ボックスと通路に段差がある。 →園路は広い。 | | |
| 公園 | | | | |

2 「移動等円滑化促進地区」の選定について

(2) 利用者等の意見聴取について



Lake Biwa

② バリアフリー推進協議会

令和4年度から前回協議会までにいただいた主な意見は、下記のとおりです。

大津市バリアフリー推進協議会(計6回)

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|
| 20 | 3回 | 1 🔟 |

・協議会での主な意見

| 視点 | 意見 |
|------------|--|
| 【優先度について】 | 利用者数が少ない駅(配置されている人員が少ない駅)は、誰もが利用ができるよう、上下移動に係る施設整備や、障害に応じた案内設備の整備等を進めてほしい。 |
| | 観光地のパリアフリー化の視点も取り入れてほしい。 |
| | 休憩できる場所も必要ではないか。 |
| | IT等の新しい技術の導入も検討してほしい(高度化点字ブロック等)。 |
| 【整備について】 | 歩道内の電柱を鮮やかな黄色で着色してほしい。 |
| | 歩道内の電柱を分かりやすくするよう、前後に点状プロックを3枚程度設置することも |
| | 効。 |
| 【情報提供について】 | パリアフリーマップの作成を検討してはどうか。 |
| い時刊の起来について | パリアフリー化できていないルートの明示も必要ではないか。 |
| 【その他】 | 整備だけでなく、その維持管理もしっかりとしてほしい。 |

③「次期バリアフリー基本構想等」の策定に係る意見交換会

大津市バリアフリー推進協議会において協議を進める「次期バリアフリー基本構想等」の 策定に係る意見交換会を、下記のとおり実施しました。

意見交換会(計3回)

| | | 障害者団体 | 高齢者団体 | 市民団体 |
|---|-------|-------|-------|------|
| ĺ | 令和6年度 | 10 | 10 | 1 0 |





・意見交換会での主な意見

| 視点 | 意見 | | |
|------------|---|--|--|
| 【情報収集について】 | パリアフリーについてどこへ、また、どのように要望を伝えたらよいか示してほしい。 パリアフリーについて意見を言える場があるとよい。 | | |
| 【情報提供について】 | の第十位 性・構想について デヤキポムかけかさく 目めずい機関を作動しては | | |

④ 関係団体ヒアリング

高齢者・障害者団体等にさらなるヒアリングを、下記のとおり実施しました。

・関係団体等へのヒアリング(計 11 回)

| | 障害者団体 | 高齢者団体 | 市民団体 |
|---------|-------|-------|------|
| 令和 5 年度 | 1 @ | 1 📵 | 1 🗇 |
| 令和 6 年度 | 6回 | 1 🛛 | 10 |
| āt | 7 🗈 | 2 🛮 | 2 📵 |

ヒアリングでの主な意見

| 視点 | 意見 |
|---------------|---|
| | 車いす利用者は、車を使って移動する人が比較的多い。 |
| 【優先度について】 | バス停留所に視覚障害者誘導プロックの設置をしてほしい。(写真-1) |
| | 避難所までの動線は、特に重要な経路と考えている。 |
| | 病院、銀行、郵便局、スーパーマーケット、コンビニの施設をよく利用している。 |
| | 多目的トイレが普及し、機能を集約した結果、障害者が使えないことが多い。 |
| | トイレの便器と壁のコントラストを付けてほしい。(便器の場所が分からない) |
| | 車いす利用者としては、タイルの歩道は移動しにくい。(小さい段差でも支障になること も) |
| | 外側線の色や厚み、道路舗装の材料の違い等から外側線を認識できる方もいるた |
| 【整備について】 | め、視覚障害者の方に対して、外側線の設置は安全対策として有効である。 |
| | 車いすを利用した UD タクシーの乗車は時間がかかる。乗車する上では、車両に課 題を感じる。 |
| | 鉄道駅周辺に福祉施設を集約化してほしい。 |
| | 宿泊施設ではパリアフリールームがあるところも多いが、一般客室の改修によって、 以前よりも使いづらくなってしまったことがある。 |
| ANTONIO (M. I | オストメイトのマークを間違って表示しているところがある。 |
| 【情報提供について】 | バリアフリー設備が整備されていても情報を得る場がないとあまり意味がない。 |
| | 障害者の視点で施設や経路をチェックした結果を見ると、普段気づかない点が多く |
| 【その他】 | あるように感じた。こうした視点で得られた意見を活用していくことが必要である。 |
| LCONEI | 視覚障害者の方がバスを利用する際は、バス停が上下線ある場合でも、一方のみを |
| | 使う方もいる。(バス路線が環状線(ループ)している場合) |





(写真-1 バス停までの誘導例(案):視覚障害者誘導ブロック(点状)を横断的に設置)

3 「移動等円滑化促進地区」の生活関連施設・生活関連経路・区域の例示







4 重点整備地区の設定に向けた考え方について



Lake Biwa

(1)特定事業の位置付けと評価の考え方について

① 特定事業とは

バリアフリー法第2条で定める6つの主な<mark>ハード整備に関する事業</mark>(※1)とバリアフリー法 の改正(令和2年)により創設されたソフト対策に関する事業(※2)を指し、基本構想で特定 事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成と、それに基づく事業実施 の義務が課せられます。

[特定事業の種類]※1 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、 建築物特定事業、交通安全施設特定事業

※2 教育啓発特定事業

② 特定事業の設定方法(案)について

生活関連経路は、現行の基本構想と同様に、事務局でバリアフリーチェックを実施し、カル 担・施設改修計画等)があるため、整備の優先度や方法等が施設によって異なります。 次期基本構想の特定事業の設定では、施設設置管理者の意向をしっかりと把握するた め、以下のとおり作業を進めることを検討します。

■生活関連施設の特定事業の設定における考え方

・施設設置管理者自らがバリアフリーチェックを実施し、施設の現状把握を することが重要

大規模な改修だけでなく、ソフト対策を含めた施設に応じた取り組みを 特定事業として設定することが重要

| 次期基本構想の特定事業の設定方法(案) | | | |
|------------------------|---------------------------|---|--|
| 施設設置管理者 | 事務局(大津市) | 事務局(大津市)の取り組み | |
| バリアフリー整備に対する 考え方の共有 | バリアフリー整備に対する ◀・ 考え方の共有 | ・利用者の視点を整理した資料等の提供 ・バリアフリー化に向けた課題の聞き取り ・整備に対する意向の聞き取り | |
| パリアフリーチェックの実施 | 各施設設置管理者の考え方を 基本構想に反映 | ・チェックシートの作成、提供・バリアフリーチェックの同行 | |
| チェック結果の提出 整備内容の検討 | | (必要に応じて) ・カルテの作成(必要に応じて) ・整備手法を整理した資料等の提供。 | |
| (特定事業計画の作成等) | | (ソフト面での取り組みも含めて) | |
| 協議 | 協議 | | |
| | 特定事業の設定 | | |

③事業の評価の考え方について

現行の基本構想では、設定した特定事業に対して、完了した整備事業を把握し、整備率を 算出してきましたが、次期基本構想では、整備後のバリアフリー施設の維持管理や、ほかの整 備に広げていくことも重要と考えています。

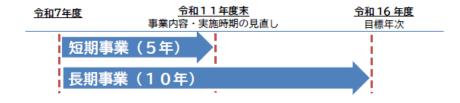
特定事業の完了でバリアフリーの整備が完了とならないよう、評価指標についても現行の 基本構想と違った視点も検討します。

(2)事業目標年次について

①事業目標年次について

バリアフリー法では、概ね5年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用状況や重点 整備地区におけるバリアフリー化の整備状況等を把握・評価し、必要に応じて基本構想を変更 することとされています。

現行の基本構想の事業進捗を踏まえ、短期的に整備可能な事業を概ね5年、長期的な整備 <mark>事業を概ね10年とし、5年後に見直し等を実施する</mark>想定で、目標年次を下記のとおり検討し ます。(状況によっては5年以内に改定することも検討します。)



5 今後のスケジュール



Lake Biwa



<u>今年度のスケジュール(案)</u>

令和6年5月29日 第1回バリアフリー推進協議会

- ・促進地区(案)の選定と設定に係る協議
- ・重点整備地区(案)の設定に係る協議

9月11日 第2回バリアフリー推進協議会←

・促進地区(案)と重点整備地区(案)の設定に係る協議

11 月頃 第3回バリアフリー推進協議会

・促進地区(案)と重点整備地区(案)の設定に係る協議

<u>12 月頃 パブリックコメントの実施(1か月間)</u>↩

令和7年2月頃 第4回バリアフリー推進協議会

- ・パブリックコメントの結果報告↩
- ・最終案の確認

3月頃 促進方針の策定、基本構想の改定←